○国土交通省令第百八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、都市緑地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日　　国土交通大臣　前田　武志

都市緑地法施行規則の一部を改正する省令

都市緑地法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市においては、それぞれその長」を「市の区域内にあつては、当該市の長」に改める。

第十七条中「第五十五条第七項」を「第五十五条第九項」に改める。

第二十三条中「地域準則が」を「都道府県準則が定められた場合又は同条第二項の規定により同項に規定する市準則が」に、「地域準則を」を「都道府県準則又は市準則を」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第百九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条の二第一項、第百三十七条の二及び第百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日　　国土交通大臣　前田　武志

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の二第一項中「空港の供用開始の日又は」を「空港の設置又は法第四十三条第一項に規定する重要な変更に伴い空港保安管理規程の設定又は変更が行われる場合にあつては、法第四十二条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われる日までに、その他の事由により空港保安管理規程の変更が行われる場合にあつては、」に改める。

第三十号様式を次のように改める。

（表）

8.6センチメートル

	第　　号 No.
写真	日本国 Japan
	官職 Title
	氏名 Name
	生年月日 Date of Birth

航空法第134条第3項の立入検査員証
Identification Card of Inspector issued under Article 134 paragraph 3 of Civil Aeronautics Law of Japan

国土交通大臣
同
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

年　月　日発行
Date of issue

年　月　日限り有効
Date of expiry

5.4センチメートル

（裏）

5.4センチメートル

航空法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第134条　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

(1)　航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
(2)　国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
(3)　指定航空身体検査医
(4)　空港等又は航空保安施設の設置者
(5)　航空従事者
(6)　航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
(7)　前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
(8)　航空運送代理店業を経営する者

2　国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（立入検査の拒否等の罪）

第158条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(1)　第47条第2項又は第134条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(2)　第134条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(3)　第134条第2項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者